

第 3 ワーキンググループ意見書に
盛り込むべき意見について
(委員提出意見)

オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利
用） 調査票情報の提供について 2
統計職員等の人材の育成・確保について 7

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|------------------------------|--|
| お名前 | 安部由起子 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 二次的利用の開始に向けた検討状況について |
| ご意見 | <p>【現状と課題】</p> <p>アンケートの結果等から判断して、匿名データの利用資格・利用条件などの正確な内容が周知できていないため、資格を満たさないため利用できないという誤解が存在していると拝察される。</p> <p>またより一般的に、現状では、(潜在的)利用者とのコミュニケーションがうまく取れていないという実態があるのかもしれない(たとえば、匿名データの利用手続きについて、実際よりもかなり複雑で時間がかかるものである、と認識されている、等)。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】</p> <p>利用資格および利用のために必要な手続きをできるだけわかりやすく周知する方策を検討する。さらに、利用者とのコミュニケーションをより充実させ、利用者のニーズを把握するとともに、それに応えるような運用を行えるように活かしていく方策を検討する。</p> |

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|------------------------------|--|
| お名前 | 安部由起子 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 二次的利用の提供実績について |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 現在、匿名データの提供は、調査から5年以上を経過したものについて行われている。たとえば社会生活基本調査の匿名データは、2010年7月現在、2001年調査のデータが利用可能なもっとも新しい調査年である。しかし、匿名データを用いた研究の成果を政策立案(evidence-based policy making)に活かすためには、9年前のデータが直近であるという状態は望ましいとはいえない。33条2による利用は、公的な学術研究のための利用であるが、必要書類・手続きが府省間でまちまちである、事前相談も含めた手続きが煩雑で時間がかかる、利用の途中で使用する変数や集計様式の変更をしたい場合に、審査に時間がかかってしまう、等のことがあるのではないか？</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】 匿名データの提供開始までの5年という期間の短縮を、諸条件を検討の上、検討し、短い期間でもよいからできるだけ短縮できるような措置を講じていただきたい。33条2の利用の手続きについては、利用の承認のために必要最小限の情報は何であるかを精査した上で、手続きが過度に煩雑にならないような対応を検討していただきたい。また、府省間でこの手続きに違いが存在することは、利用者にとって制度をわかりにくくしまた利活用を妨げる要因になりえるので、特別の事情がある場合を除き、運用も含め手続きを府省間で統一化するように、検討してほしい。</p> |

**基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について**

| | |
|------------------------------|---|
| お名前 | 安部由起子 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 二次的利用、調査票情報の提供にかかる制度・手続について |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 オーダーメイドされたデータの利活用のためには、一度作成された結果が広く潜在的利用者の間で共有されることが重要と思われる。第3WG第2回会合のヒアリングにおいて、オーダーメイド集計をオーダーした研究者等のホームページなどで、集計されたデータそのものの公開が可能であるという回答が総務省政策統括官室から得られた（基本計画部会第3ワーキンググループ（第2回）議事概要、2ページ）。この点について共通理解が確認できたことは、利活用に向けての大きな前進のひとつであると評価できる。一方で、この点について、潜在的な利用者に対して周知が十分であるとは限らない。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なお提案】 オーダーメイド集計をオーダーした研究者等のホームページなどで、集計されたデータそのものの公開が可能であるということの周知を、その条件を明示した上で（商用利用をしてはならない等）徹底する方策を講じていただきたい。たとえば通達のような手段をとることはできないだろうか？</p> <p>さらに、オーダーメイド集計で得られた結果だけでなく、各府省が公表結果表として公表している過去の統計についても、同様に、条件を明示して利用の条件を周知していただきたい。E-stat等で公表されていない集計結果（年次の古いもの等）も多く存在しているはずである。このことは既存集計結果の利活用を促進する効果が期待できる。</p> <p>将来的には、オーダーした側が許可した場合について、オーダーメイド集計結果をアーカイブ化する方向を検討してもよいかもしれない。そうすると、同じオーダーメイド集計を複数の異なる主体がオーダーする事態を避けることができ、業務の効率化にもつながる。</p> |

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|------------------------------|--|
| お名前 | 廣松毅 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 匿名データ・オーダーメイド集計（二次的利用） 調査票情報の提供について |
| こ 意 見 | <p>【現状と課題】</p> <p>統計データの二次的利用については多くの研究者また学会から実現の要望が出されていたものであり、また、これまで度々指摘されてきた「国際的な遅れ」を解消するものとして、平成21年から開始された。</p> <p>我が国における公的な形での提供は初めてのことであり、最初は慎重にならざるを得ないが、「小さく産んで大きく育てる」の方針で進めて行くことが必要である。</p> <p>そのためにも、平成21年度は匿名データ4調査、オーダーメイド集計6調査のみであった対象調査について、ユーザーからのニーズを踏まえて広げていくことが求められる。</p> <p>また、利用目的についても、現在は学術研究又は高等教育に限られているが、利用目的の拡大に対するニーズが寄せられている。</p> <p>統計法第33条に基づく調査票情報の利用については、厳格な運用が必要であるが、手続の円滑化を求める声がある。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査を順次拡大していく。 ・国民等からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う。一方で、利用者側の情報管理に対する意識向上について努める必要がある。 ・統計法第33条に基づく調査票情報の利用については、ガイドラインに可能な限り従った運用を行うよう努める。また、オンサイト利用についての検討を、手続の簡素化の観点も含めて進める。 |

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|------------------------------|--|
| 名前 | 山本 拓 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 匿名データ・オーダーメイド集計の提供の全般について、および 提供が開始された調査についての対象年、利用申請期間の拡大 |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 昨年度の匿名データの提供実績は20件、オーダーメイドの提供実績は4件 で、提供者はいずれも総務省統計局である。現状ではまだ実績も少なくまた提 供した部局も1カ所であり、全体的な評価はしにくい状況にある。</p> <p>その限られた総務省統計局の提供実績によると、一橋大での試験的提供の時 より、提供の条件もかなり利用しやすいものとなっている。また利用者のアン ケート結果は、概ね好評である。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】 22年度以降の各府省の匿名データ・オーダーメイド集計の提供に対する姿 勢は前向きであり、大いに期待したい。</p> <p>これから他府省での提供が始まると思われるが、総務省統計局の対応を参考 にして進めて貰いたい。一部の省で、提供申請期間が短いものがあったが、で きる範囲で、総務省統計局の対応に沿った改善が望ましい。</p> |

**基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について**

| | |
|------------------------------|--|
| 名前 | 山本 拓 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 修士程度の専門性の習得 |
| ご意見 | <p>【現状と課題】</p> <p>人材育成に関して、初級・中級レベルは各府省の研修等である程度なされているが、統計分析の専門性を備えた上級レベルの人材の育成には極めて問題がある。特に統計分析手法の習得は極めて難しい。ここでは、上級レベルとは大学院修士レベル以上の専門教育に該当する知見を意味する。公的統計部門での各府省の職員を合わせると、1000人を超える規模になるが、せめてそのうち2、3%は上級レベルの専門性を持つ人材を擁するべきである。</p> <p>現状のように上級レベルの専門性をもつばら外部から招聘する客員研究員、委員会への外部委員等に依存するばかりでなく、統計の質の維持のためには、自らもある程度の専門性を持った職員を確保すべきである。</p> <p>また国際性という観点からも、欧米の統計職員は上級レベルの教育を受けた者のが多いので、彼等と対等に伍していくためにも必要である。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】</p> <p>学部卒採用が原則の現状を考えると、採用後に各府省で教育することになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この点についての対策の第1歩は、専門性の高い統計分析は数学的である場合が多いので、学卒採用時に各府省は一定の割合で理科系出身者を採用する必要がある。職員数の少ないところは、毎年は無理かもしれないが、複数年で一定の割合を守ることはできる。 2. なお現在のような研修方式によって上級レベルの教育を恒常的に行うことは極めて困難である。これについての最上の方法は、大学院に通学させる機会を作ることである。 3. これが難しい場合はOJTにならざるを得ないが、その場合は研究者を任期付きの常勤あるいは出勤日数の多い非常勤で招聘し、彼と若手の職員が共同研究を進めることにより、それを通じてある程度の専門的知見を学べる環境をつくることである。 |

**基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について**

| | |
|--------------------------|---|
| 名前 | 山本 拓 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込むべき事項 | 人材育成のための政府全体としての体系的な取り組み |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 各府省で、統計職員数にかなりばらつきがあるところが問題であり、そこに体系的な仕組みを作る必要性がある。 職員数の多いところは、自主的に研修プログラムを作り遂行するゆとりがあるが、職員数の少ないところは恒常的に自主的な研修プログラム等を遂行することは難しい。また客員研究員の招聘可能性についても同様である。 したがって職員数の多い部局が少ない部局をサポートし、後者でも十分研修や客員研究員招聘のメリットを受けられるようなシステムを作る必要がある。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】 各府省が持ちたいと思っている研修について、事前に横断的に検討する場を作り、要望を出し合って効率な全体的プログラムを作ることを考えるべきであると思う、そのようにして職員数の少ない府省の研修を全体として支えるシステムをつくるべきであると思う。必然的に職員数の多い総務省統計局等がそのようなシステムにおける供給サイドの中心とならざるをえない。 また総務省統計局等が客員研究員を招聘し共同研究を進める際も、他府省の若い職員を人事交流で共同研究のメンバーに入れる等のアレンジも考えられると思う。</p> |

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|------------------------------|--|
| 名前 | 山本 拓 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 研究会等の情報のオープン化 |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 現在は、各府省で様々なセミナー・研究会などが行われているが、差し支えない場合は、できるだけそれらの機会を他府省にオープンにすべきである。オープン化は、お互いに刺激と広い視野を提供し、長期的な意味で人材育成、統計の質の向上につながると考えられる。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】 メール配信のシステムを作り、他府省からの参加が差し支えないと考えられるセミナー・研究会に関する情報を統計職員全員に簡単に伝えられるシステムを作ればよい。すなわち、必要なのは適切なメール・リストの作成と維持である。 もっともこの制度が機能するためには、そのようなセミナー・研究会に職員が参加しやすい雰囲気現場になくてはならない。それが、このシステムの最大のネックとなる危惧もある。</p> |

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|--------------------------|---|
| 名前 | 山本 拓 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込むべき事項 | 公的統計に対する研究者の理解促進のための仕組み |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 公的統計に關与する職員数の長期にわたる減少が問題となっているが、一つの対策は学界との交流を深めることによって、研究者からのサポートを得ることであると思う。 現在、各府省は必要に応じて個々に研究者をセミナーや研究会に招いて研究者との関係を築いているが、公的統計部門全体として、研究者とオープンに交わる場をつくるのが有用ではないかと考える。 現状では公的統計に関わるあるいは興味を持つ研究者は必ずしも多いとは言えず、その数が増大することが期待される。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なお提案】 例えば、公的部門主催で、年1回程度「公的統計に関する研究、または公的統計を用いた研究」を主体とする研究集会（シンポジウム）を開催するのはどうだろうか。既存の研究集会を活用してもよいが、その研究集会は以下のような特徴をもつことが望ましい。 オープンな研究集会として、公的統計に興味のある職員・研究者が自由に参加し、交流できるようにする。 集会の報告者は統計職員と研究者の双方から構成する。 匿名データ・オーダーメイド集計を利用した研究の発表もプログラムの一部に組み込むようにする。 その時点で公的統計部門が重要と考えるトピックについて、話題を提供する。 なおできるだけ多くの参加者を得たいが、独自では研究集会の周知は難しく、既存の学会とのタイアップも考える必要があるように思われる。</p> |

基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について

| | |
|------------------------------|--|
| 名前 | 山本 拓 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | より深い知識の吸収や人間関係の形成を可能にするための、学界との交流システム |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 公的統計の質を高めるためには、統計職員の質の高さも重要であり、同様に公的統計に関わる研究者の質の維持も重要である。近年、公的統計に関心のある研究者があまり増えていないように感じられる。 公的部門と学界をつなぐコアとなる研究者が育っている環境を作ることも重要である。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なご提案】 比較的若い研究者を任期付きの常勤あるいは出勤の頻度の高い客員研究員として招聘し、職員との共同研究を促す制度を推進すべきであると考えます。 共同研究を通じて統計職員は専門性を高めることができるとともに、研究者も公的統計に関する現場の知識を深め、優れた研究者に育つ可能性をもつ。 これら研究者はやがて公的統計部門のサポーターとなるであろうし、学界との交流の橋渡しの役目を担うことができるであろう。</p> |

**基本計画部会第3ワーキンググループの
意見書(素案)に盛り込むべき意見について**

| | |
|------------------------------|---|
| 名前 | 樋口美雄 |
| 今年度、第3WG 意見書に盛り込 むべき事項 | 統計職員等の人材の育成・確保 |
| ご意見 | <p>【現状と課題】 Evidence-based Policy Making に対するニーズが高まっている中、統計担当職員は、従来の調査方法や標本抽出を中心とした統計調査業務に必要な専門的能力だけでなく、政策の評価・分析能力も必要とされている。さらに、国際的な競争の中で、我が国が統計の国際協議の場に積極的に参加し主導していくためには、諸外国の統計専門家と互角に議論できるだけの専門的能力を有する必要がある。 統計職員の育成に関しては、2、3年周期で全省的に人事異動させることが通例となっている中で、各府省においてOJTや研修、政策部局や他府省統計部局との人事交流などの取組が行われているところであるが、各府省の個々の取組には限界があり、府省を越えた共通の問題として、政府全体として人材育成に対する体系的な取組が求められている。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【公的統計の整備・推進に向けた具体的なお提案】 総務省及び各府省は、専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策の研究を以下の観点も踏まえて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府全体として人材の育成を行う体系的な仕組み ・ 政策の評価・分析能力など、統計を政策のためにより効果的に活用すること |